

改正

昭和三七年 四月一〇日規則第二四号
昭和三七年一二月 一日規則第七一号
昭和四一年 四月 一日規則第一九号
昭和四三年 八月二七日規則第五〇号
昭和四三年一〇月二一日規則第六一号
昭和四四年 一月二一日規則第六号
昭和四四年 四月二五日規則第三五号
昭和四四年 八月 五日規則第六〇号
昭和四四年一〇月一五日規則第八二号
昭和四五年 三月 六日規則第一二号
昭和四五年 七月一〇日規則第四九号
昭和四五年 九月 八日規則第五七号
昭和四五年一〇月一三日規則第六六号
昭和四六年 六月 四日規則第四〇号
昭和四六年一一月 一日規則第八五号
昭和四七年 四月一四日規則第二七号
昭和四七年 六月二七日規則第四六号
昭和四八年 三月三〇日規則第一六号
昭和四八年 四月 一日規則第二四号
昭和四九年一〇月二五日規則第七七号
昭和五〇年 二月一二日規則第七号
昭和五一年 四月 九日規則第三五号
昭和五二年 三月三〇日規則第一二号
昭和五二年 五月一〇日規則第二九号
昭和五二年 七月 一日規則第四二号
昭和五二年 八月二六日規則第五一号
昭和五三年 二月二八日規則第七号

昭和五三年 四月 一日規則第一八号
昭和五四年 四月 三日規則第二七号
昭和五四年 九月二五日規則第五三号
昭和五五年 六月二七日規則第四〇号
昭和五五年一〇月二一日規則第六五号
昭和五五年一二月二三日規則第七七号
昭和五六年 一月三〇日規則第二号
昭和五六年 二月二七日規則第六号
昭和五六年 六月 五日規則第三八号
昭和五六年 七月三一日規則第五一号
昭和五六年 九月二九日規則第六五号
昭和五六年一一月二七日規則第七八号
昭和五六年一二月二五日規則第八一号
昭和五七年 二月二六日規則第六号
昭和五七年 七月一六日規則第五二号
昭和五七年 八月三一日規則第六一号
昭和五八年 二月 四日規則第四号の二
昭和五八年 三月一六日規則第一三号
昭和五八年一二月二七日規則第八八号
昭和五九年 三月二六日規則第一八号
昭和五九年一〇月 五日規則第六〇号
昭和六〇年 三月二九日規則第二六号
昭和六〇年一一月 八日規則第六八号
昭和六一年 三月二八日規則第一六号
昭和六二年 三月二四日規則第一七号
昭和六三年 一月二二日規則第二号
昭和六三年 四月三〇日規則第四〇号
昭和六三年 五月三一日規則第四五号
昭和六三年 七月二九日規則第六〇号
平成 元年 三月三〇日規則第三一号

平成 元年 四月二八日規則第六〇号
平成 元年 八月三〇日規則第八五号
平成 二年 三月二三日規則第九号
平成 三年 三月二九日規則第三三号
平成 三年 八月三〇日規則第七三号
平成 四年 一月三〇日規則第二号
平成 四年 三月二六日規則第二二号
平成 四年 七月一〇日規則第九一号
平成 五年 一月二九日規則第二号
平成 五年 三月二六日規則第一六号
平成 五年 六月二九日規則第六一号
平成 五年十一月二六日規則第八三号
平成 六年 二月 一日規則第三号
平成 六年 五月二〇日規則第三二号
平成 七年 三月一〇日規則第一八号
平成 七年 七月 三日規則第六四号
平成 八年 一月三〇日規則第四号
平成 八年 四月二六日規則第三七号
平成 八年 六月二五日規則第四三号
平成 八年一〇月二九日規則第六五号
平成 九年 一月三十一日規則第一号
平成 九年 三月三十一日規則第二九号
平成 九年 七月二九日規則第六六号
平成 九年 八月二九日規則第七二号
平成 九年 九月三〇日規則第七八号
平成一〇年 一月三〇日規則第六号
平成一〇年 二月一七日規則第九号
平成一〇年 三月二七日規則第二五号
平成一〇年十一月二四日規則第八七号
平成一一年一二月二八日規則第八九号

平成一二年 二月二九日規則第七号
平成一二年一〇月一三日規則第一五九号
平成一三年 三月三〇日規則第四四号
平成一四年 三月二九日規則第三八号
平成一四年 九月二七日規則第八五号
平成一五年 三月二八日規則第三八号
平成一五年 六月二七日規則第一〇三号
平成一六年 一月一六日規則第二号
平成一六年 三月三〇日規則第三八号
平成一七年 三月二九日規則第四五号
平成一七年一二月二七日規則第一九七号
平成一八年 一月三十一日規則第九号
平成一八年 三月三十一日規則第七七号
平成一九年十一月三〇日規則第一〇六号
平成二〇年 三月一一日規則第八号
平成二〇年一〇月三十一日規則第七九号
平成二一年 三月三十一日規則第四一号
平成二二年 三月二三日規則第八号
平成二三年 三月一八日規則第一七号
平成二四年 三月二三日規則第二〇号
平成二五年 二月一二日規則第一四号
平成二五年 九月三〇日規則第八一号
平成二五年一二月二〇日規則第八八号
平成二六年 三月一四日規則第一〇号
平成二六年 九月三〇日規則第五六号
平成二七年 三月二七日規則第一五号
平成二八年 三月二五日規則第一四号
平成二九年 三月三十一日規則第二六号
平成三〇年 三月二三日規則第七号
平成三〇年 八月二四日規則第五二号

平成三一年 三月二九日規則第二九号
令和 元年 六月二八日規則第四号
令和 二年 三月三一日規則第三七号
令和 二年 五月二九日規則第四四号
令和 三年 三月三〇日規則第五号
令和 三年 六月三〇日規則第三四号
令和 四年 三月二五日規則第二五号
令和 五年 六月二七日規則第四五号
令和 六年 三月二九日規則第四二号
令和 六年 八月三〇日千葉県規則第五七号
令和 七年 一月二四日千葉県規則第一号

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 一般県営住宅の管理（第一条の二―第十七条の九）

第三章 改良住宅の管理（第十八条）

第三章の二 特定公共賃貸住宅の管理（第十八条の二―第十八条の六）

第四章 地域特別賃貸住宅の管理（第十九条―第二十二條）

第五章 その他の県営住宅の管理（第二十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 一般県営住宅の管理

（入居収入基準に係る障害の程度）

第一条の二 条例第五条第一項第一号イ（イ）（1）に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

二 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第五条第一項第一号イ(イ)(2)に規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度とする。

（入居の許可）

第二条 条例第六条に規定する県営住宅入居申込書は、別記第一号様式による。

2 一般県営住宅（条例第二条第二号に規定する一般県営住宅をいう。以下同じ。）に入居しようとする者が条例第六条の規定により県営住宅入居申込書を提出するときは、当該申込書のほか、次の各号に掲げる書類（条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げる理由のある者にあつては、第一号、第四号及び第五号に掲げる書類を除く。）を知事に提出しなければならない。ただし、条例第七条第二項の規定により公開抽選によりその順位を決定される者にあつては、その順位が決定された後提出することができる。

一 県営住宅入居調書（別記第二号様式）

二 市町村長が発行する所得金額を証する書類（以下「所得証明書」という。）

三 住民票の写し（別居者のものを含む。）

四 条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由のある者にあつては、当該事実を証する書類

五 条例第五条第一項第五号に規定する婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は同号に規定する親族に準ずる者として知事が定めるものがある場合は、当該事実を証明するに足る書類

六 次に掲げる者にあつては、当該者であることを証明する書類

イ 条例第五条第一項第一号イ(イ)(2)から(5)までに規定する者

ロ 条例第八条第一項第三号及び第四号に規定する者

ハ 第三条の三第三号から第五号までに規定する者

ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童（以下「委託児童」という。）

3 前項の規定にかかわらず、条例第五条の二第二号に規定する者が一般県営住宅に入居しようとする場合において、条例第六条の規定により県営住宅入居申込書を提出するときは、当該申込書

のほか、前項第一号に掲げる書類及び当該事実を証明する書類を知事に提出しなければならない。

4 条例第六条の規定による入居の許可は、県営住宅入居許可書（別記第四号様式）を交付して行うものとする。

（選考基準）

第三条 条例第七条第一項に規定する住宅困窮の度合は、入居の申込みをした者の居住の状況により、知事が別に定める基準に従って点数を付し、総得点数の順位によつて行なうものとする。

（特別割当て等の対象となる障害の程度）

第三条の二 条例第八条第一項第三号の規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 身体障害 第一条の二第一項第一号に規定する程度
- 二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度
- 三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

（特別割当て等の対象者で規則で定めるもの）

第三条の三 条例第八条第一項第八号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 条例第五条第一項第一号イ（イ）（2）、（3）又は（5）に規定する者
- 二 委託児童を養育する者
- 三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付を含む。）を受けている者
- 四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法

第二十八条の二に規定する関係にある相手から暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十条の二（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

五 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等（前号に該当する者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

イ 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となつたと認められる者

ロ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となつたと認められる者

六 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅に現に居住する者で、当該賃貸住宅の建替えに伴い一般県営住宅への入居を希望するもののうち、当該建替え後の賃貸住宅に係る家賃が著しく上昇することにより、当該家賃の負担が困難になると認められるもの

七 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難解除区域又は東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域のいずれかに平成二十三年三月十一日において現に居住していた者

（請書）

第四条 条例第十条第一項に規定する請書は、別記第五号様式による。

（入居の報告）

第四条の二 一般県営住宅の入居を許可された者は、入居の日から十五日以内に県営住宅入居報告書（別記第六号様式）に当該入居による転入又は転居の届出の後編成された住民票の写しを添えて知事に提出しなければならない。

（同居の承認）

第五条 条例第十一条の規定により知事の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認申請書（別記第七号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 入居者との続柄を証明する書類
- 二 同居しようとする理由が事実であることを証明する書類
- 三 同居しようとする者の所得証明書

2 条例第十一条の規定による知事の承認は、県営住宅同居承認書（別記第八号様式）を交付して行うものとする。

（入居の承継）

第五条の二 条例第十二条第一項の規定により知事の承認を受けようとするときは、県営住宅居住承継承認申請書（別記第九号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 入居者が死亡し、又は退去したことを証明するに足りる書類
- 二 住民票の写し（別居者のものを含む。）
- 三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 条例第十二条第一項の規定による知事の承認は、県営住宅居住承継承認書（別記第十号様式）を交付して行うものとする。

（収入の申告等）

第六条 条例第十三条の二第一項の規定による収入の申告は、収入申告書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行うものとする。

- 一 入居者及び同居者の所得証明書
- 二 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号イからトまでに規定する額を控除する場合には、当該控除の対象者に該当する旨を証する書類
- 三 条例第五条第一項第一号イに掲げる場合に該当する場合には、その旨を証する書類

2 条例第十三条の二第二項の規定による政令月収の認定は、収入認定及び家賃通知書（別記第十一号様式の二）を交付して行うものとする。

3 条例第十三条の二第三項の規定による意見は、前項の規定による通知書を受理した日から三十日以内に政令月収認定に関する申出書（別記第十一号様式の三）にその事実を証する書類を添えて知事に提出して行うものとする。

（減免又は徴収の猶予）

第七条 条例第十四条（条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）

の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三條の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予を受けようとするときは、県営住宅家賃（金銭・敷金）減免申請書（別記第十二号様式）又は県営住宅家賃（金銭・敷金）徴収猶予申請書（別記第十三号様式）に条例第十四条各号のいずれかに掲げる事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第十四条（条例第三十條第三項又は第三十三條の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三條の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の徴収の猶予は、入居者が当該家賃、金銭又は敷金を六月以内に納付することができると認められる場合に行うものとする。

3 条例第十四条（条例第三十條第三項又は第三十三條の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三條の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予は、県営住宅家賃（金銭・敷金）減免通知書（別記第十五号様式）又は県営住宅家賃（金銭・敷金）徴収猶予通知書（別記第十六号様式）を交付して行うものとする。

第八条及び第九条 削除

（異動の届出）

第十条 入居者は、その同居の世帯員に異動が生じた場合は、県営住宅同居者異動届（別記第十九号様式）に異動したことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（用途変更の承認）

第十一条 条例第二十二條ただし書の規定により、一般県営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするときは、県営住宅一部用途変更承認申請書（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第二十二條ただし書の規定による承認は、県営住宅一部用途変更承認書（別記第二十一号様式）を交付して行うものとする。

（模様替え又は増築の承認）

第十二条 条例第二十三條第一項ただし書の規定により、一般県営住宅を模様替え又は増築をしようとするときは、県営住宅模様替（増築）承認申請書（別記第二十二号様式）に関係図面を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第二十三條第一項ただし書の規定による承認は、知事が別に定める基準により行うものとする。

3 条例第二十三条第一項ただし書の規定による承認は、県営住宅模様替（増築）承認書（別記第二十三号様式）を交付して行うものとする。

（使用中断届等）

第十三条 条例第二十四条の規定による届出は、県営住宅使用中断届（別記第二十四号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出をする者が、県営住宅使用中断中留守居人を置こうとする場合は、県営住宅留守居人承認申請書（別記第二十五号様式）を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による承認は、県営住宅留守居人承認書（別記第二十六号様式）を交付して行うものとする。

（退去届）

第十四条 条例第二十五条第一項の規定による届出は、県営住宅退去届（別記第二十六号様式の二）を提出して行うものとする。

（収入超過等に関する通知）

第十五条 条例第二十六条の規定による次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に掲げる書類を交付して行うものとする。

一 条例第二十六条第一項の規定による通知 収入超過者通知書（別記第二十七号様式）

二 条例第二十六条第二項の規定による通知 高額所得者通知書（別記第二十八号様式）

（明渡し期限の延長申請等）

第十六条 条例第二十九条第三項の規定による明渡し期限の延長の申出は、県営住宅明渡期限延長承認申請書（別記第三十五号様式）を知事に提出して行わなければならない。

2 条例第二十九条第三項の規定による承認は、県営住宅明渡期限延長承認書（別記第三十六号様式）を交付して行うものとする。

（住宅あつせんの申出）

第十六条の二 条例第三十条の二の規定による住宅のあつせんの申出は、住宅あつせん申出書（別記第三十六号様式の二）を知事に提出して行うものとする。

（新たに整備される一般県営住宅への入居）

第十六条の三 条例第三十条の六の規定により新たに整備される一般県営住宅への入居を希望するときは、県営住宅入居申出書（別記第三十六号様式の三）を知事に提出しなければならない。

2 第二条第四項の規定は、前項の規定による入居の許可について準用する。

（検査職員の証票）

第十七条 条例第三十二条第三項に規定する身分を示す証票は、県営住宅検査職員証（別記第三十七号様式）による。

（点字による申込み等）

第十七条の二 第二条第一項及び第二項第一号、第四条の二、第五条第一項、第五条の二第一項、第七条第一項、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十六条第一項、第十六条の二並びに第十六条の三第一項の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申込書等に代えて当該申込書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

（社会福祉法人等への使用許可）

第十七条の三 条例第三十三条の二第一項の規定により一般県営住宅を使用しようとするときは、一般県営住宅使用許可申請書（別記第三十七号様式の二）を知事に提出しなければならない。

2 条例第三十三条の二第二項の規定による許可は、一般県営住宅使用許可書（別記第三十七号様式の三）を交付して行うものとする。

（駐車場の使用許可）

第十七条の四 条例第三十三条の九の規定により一般県営住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、駐車場使用申込書（別記第三十七号様式の四）を知事に提出しなければならない。

2 条例第三十三条の九の規定による許可は、駐車場使用許可書（別記第三十七号様式の五）及び駐車票（別記第三十七号様式の六）を交付して行うものとする。

（駐車場使用者の選考）

第十七条の五 前条の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、公開抽選により、駐車場の使用者を選考するものとする。

2 知事は、前項の規定により駐車場の使用者を選考する場合において、駐車場の使用許可を受けた者（以下「駐車場使用者」という。）のほかに、使用順位を定めて使用補欠者を定めることができる。

3 駐車場の使用は、一戸につき一台とする。

4 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、特定の者に駐車場を使用させることができる。

一 前条の規定による申込みをした者が身体障害者その他これに準ずる者である場合

二 駐車場の使用の状況その他の事情を勘案して、当該駐車場の管理上支障がないと認められる

場合

三 前各号に規定するもののほか、特別な事由がある場合

(使用料の額)

第十七条の六 条例第三十三条の十一の規定による使用料は、別表第一のとおりとする。

(使用許可の変更)

第十七条の七 駐車場使用者は、駐車場使用申込書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく駐車場使用変更届（別記第三十七号様式の七）により知事に届け出なければならない。

(駐車場の明渡し)

第十七条の八 駐車場使用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の七日前までに、駐車場使用返還届（別記第三十七号様式の八）に駐車票を添えて知事に提出しなければならない。

(管理の特例)

第十七条の九 市町村又は地方住宅供給公社が法第四十七条第一項の規定により条例第三十三条の十四第一項各号に掲げる権限を行う場合におけるこの章の規定の適用については、これらの規定（第三条、第六条第一項及び第三項、第七条第一項、第十二条第二項並びに第十七条の三第一項を除く。）中「知事」とあるのは、「市町村の長又は地方住宅供給公社の理事長」とする。

第三章 改良住宅の管理

(改良住宅の管理)

第十八条 改良住宅（条例第二条第三号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びその共同施設の管理については、改良住宅を条例第二条第二号に規定する一般県営住宅とみなして第二章（第六条、第十五条から第十六条の三まで及び第十七条の三を除く。）の規定を準用する。ただし、第二条から第三条の三までの規定は、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合に限る。

2 前項の規定により第二章（第六条、第十五条から第十六条の三まで及び第十七条の三を除く。）の規定を準用する場合においては、これらの規定（第二条第二項各号列記以外の部分本文を除く。）中「一般県営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第一条の二第一項	条例第五条第一項第一号イ (イ)(1)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ
----------	------------------------	--------------------------------

		(イ)(1)
第一条の二第二項	条例第五条第一項第一号イ (イ)(2)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ (イ)(2)
第二条	条例第六条	条例第三十四条第一項において準用する条例第六条
第二条第二項各号列記 以外の部分本文	一般県営住宅(条例第二条第二号に規定する一般県営住宅をいう。以下同じ。)	改良住宅
	条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号	条例第三十四条第一項において準用する条例第四条第七号及び第八号
第二条第二項各号列記 以外の部分ただし書	条例第七条第二項	条例第三十四条第一項において準用する条例第七条第二項
第二条第二項第四号	条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号	条例第三十四条第一項において準用する条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号
第二条第二項第五号	条例第五条第一項第五号	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第五号
第二条第二項第六号イ	条例第五条第一項第一号イ (イ)(2)から(5)まで	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ (イ)(2)から(5)まで
第二条第二項第六号ロ	条例第八条第一項第三号及び第四号	条例第三十四条第一項において準用する条例第八条第一項第三号及び第四号
第二条第三項	条例第五条の二第二号	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条の二第二号
第三条	条例第七条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第七条第一項
第三条の二	条例第八条第一項第三号	条例第三十四条第一項において準用

		する条例第八条第一項第三号
第三条の三各号列記以外の部分	条例第八条第一項第八号	条例第三十四条第一項において準用する条例第八条第一項第八号
第三条の三第一号	条例第五条第一項第一号イ (イ)(2)、(3)又は(5)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ (イ)(2)、(3)又は(5)
第四条	条例第十条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第十条第一項
第五条	条例第十一条	条例第三十四条第一項において準用する条例第十一条
第五条の二	条例第十二条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第十二条第一項
第七条第一項及び第三項	条例第十四条(条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は条例第十条第二項(条例第三十三条の八において準用する場合を含む。)の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予	条例第三十四条第一項において準用する条例第十四条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第三十四条第一項において準用する条例第十六条第二項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予
第七条第一項	条例第十四条各号	条例第三十四条第一項において準用する条例第十四条各号
第七条第二項	条例第十四条(条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予又は条例第十六条第二項(条例第三十三条の八において準用	条例第三十四条第一項において準用する条例第十四条の規定による家賃の徴収の猶予又は条例第三十四条第一項において準用する条例第十六条第二項の規定による敷金の徴収の猶予

	する場合を含む。)の規定による 敷金の徴収の猶予	
	当該家賃、金銭又は敷金	当該家賃又は敷金
第十一条	条例第二十二條ただし書	条例第三十四條第一項において準用 する条例第二十二條ただし書
第十二条	条例第二十三條第一項ただし書	条例第三十四條第一項において準用 する条例第二十三條第一項ただし書
第十三條第一項	条例第二十四條	条例第三十四條第一項において準用 する条例第二十四條
第十四條	条例第二十五條第一項	条例第三十四條第一項において準用 する条例第二十五條第一項
第十七條	条例第三十二條第三項	条例第三十四條第一項において準用 する条例第三十二條第三項
第十七條の二	、第十四條、第十六條第一項並び に第十六條の二	並びに第十四條
第十七條の四	条例第三十三條の九	条例第三十四條第一項において準用 する条例第三十三條の九
第十七條の六	条例第三十三條の十一	条例第三十四條第一項において準用 する条例第三十三條の十一

- 3 住宅地区改良法第十八條の規定により改良住宅に入居しようとする者は、改良住宅入居申込書（別記第三十八号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、視覚障害者は、同項に規定する申込書に代えて当該申込書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。
- 5 条例第三十四條第三項の規定によりその例によることとされる千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例（平成九年千葉県条例第二十一号）による改正前の千葉県県営住宅設置管理条例第十三條の規定による改良住宅の家賃は、別表第二のとおりとする。

第三章の二 特定公共賃貸住宅の管理

（所得基準）

第十八條の二 条例第三十四條の二第二号の規則で定める所得は、特定公共賃貸住宅（条例第二條

第四号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。以下同じ。)の入居の申込みをした日において、次の各号に掲げる者に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 条例第三十四条の二第一号イに該当する者 十五万八千円以上四十八万七千円以下の額

二 条例第三十四条の二第一号ロに該当する者 十五万八千円以上四十八万七千円以下の額

(家賃)

第十八条の三 条例第三十四条の五第一項の規定による特定公共賃貸住宅の家賃は、別表第三のとおりとする。

(入居者負担額)

第十八条の四 条例第三十四条の六第二項の規則で定める入居者負担額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法(平成五年建設省告示第千六百二号)に定める算定方法に準じて知事が別に定める算定の方法により算定した額とする。この場合において、入居者負担額が特定公共賃貸住宅の家賃の額を上回るときは、当該家賃の額を入居者負担額とする。

2 知事は、前項の規定により算定の方法を定めたときは、速やかに、これを公示するものとする。

(家賃の減額申請)

第十八条の五 条例第三十四条の六の規定による特定公共賃貸住宅の家賃の減額を受けようとする者は、新たに特定公共賃貸住宅の家賃の減額を受けようとするとき、及び毎年七月末日までに家賃減額申請書(別記第三十九号様式)に知事の指定する所得の額を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第三十四条の六の規定による特定公共賃貸住宅の家賃の減額は、収入認定及び減額家賃通知書(別記第三十九号様式の二)を交付して行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、視覚障害者は、同項に規定する申請書に代えて当該申請書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

(準用)

第十八条の六 特定公共賃貸住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほか、第二条(第二項第六号イからハまで及び第三項を除く。)、第四条から第五条の二まで、第七条、第十条から第十四条まで、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四から第十七条の八までの規定を準用する。この場合において、これらの規定(第二条第二項各号列記以外の部分本文を除く。)中「一般県営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二条	条例第六条	条例第三十四条の八において準用する条例第六条
第二条第二項各号列記 以外の部分本文	一般県営住宅（条例第二条第二号に規定する一般県営住宅をいう。以下同じ。）	特定公共賃貸住宅
	条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号	条例第三十四条の八において準用する条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号
第二条第二項各号列記 以外の部分ただし書	条例第七条第二項	条例第三十四条の三
第二条第二項第四号	条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号	条例第三十四条の八において準用する条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号
第二条第二項第五号	条例第五条第一項第五号	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第三条第四号イ
	同号	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第一条第一号
第四条	条例第十条第一項	条例第三十四条の八において準用する条例第十条第一項
第五条	条例第十一条	条例第三十四条の八において準用する条例第十一条
第五条の二	条例第十二条第一項	条例第三十四条の八において準用する条例第十二条第一項
第七条第一項及び第三項	条例第十四条（条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若	条例第三十四条の七の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第三十四条の八において準用する条例第十六条第二項の規定による敷

	しくは徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予	金の減免若しくは徴収の猶予
第七条第一項	条例第十四条各号のいずれかに掲げる事実	災害により著しい損害を受けた事実 その他特別の事情
第七条第二項	条例第十四条（条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の徴収の猶予	条例第三十四条の七の規定による家賃の徴収の猶予又は条例第三十四条の八において準用する条例第十六条第二項の規定による敷金の徴収の猶予
	当該家賃、金銭又は敷金	当該家賃又は敷金
第十一条	条例第二十二条ただし書	条例第三十四条の八において準用する条例第二十二条ただし書
第十二条	条例第二十三条第一項ただし書	条例第三十四条の八において準用する条例第二十三条第一項ただし書
第十三条第一項	条例第二十四条	条例第三十四条の八において準用する条例第二十四条
第十四条	条例第二十五条第一項	条例第三十四条の八において準用する条例第二十五条第一項
第十七条	条例第三十二条第三項	条例第三十四条の八において準用する条例第三十二条第三項
第十七条の二	、第十四条、第十六条第一項、第十六条の二並びに第十六条の三第一項	並びに第十四条

第十七条の四	条例第三十三条の九	条例第三十四条の八において準用する条例第三十三条の九
第十七条の六	条例第三十三条の十一	条例第三十四条の八において準用する条例第三十三条の十一

第四章 地域特別賃貸住宅の管理

(政令月収の基準)

第十九条 条例第二条第五号及び第三十五条第二号の規則で定める政令月収の基準は、地域特別賃貸住宅（条例第二条第五号に規定する地域特別賃貸住宅をいう。以下同じ。）の入居の申込みをした日において、十五万八千円を超え二十一万四千円以下とする。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項に該当する者（法第二十九条第一項に該当する者を除く。）にあつては、十五万八千円を超え三十一万三千円以下
- 二 満六十歳以上の者又は地域特別賃貸住宅において同居しようとする親族等の中に満六十歳以上の者を有する者にあつては、十五万八千円を超え三十一万三千円以下

(家賃)

第十九条の二 条例第三十八条第一項の規定による地域特別賃貸住宅の家賃（以下「家賃」という。）は、別表第四のとおりとする。

(入居者負担額)

第二十条 条例第四十一条第一項において準用する条例第三十四条の六第二項の規定で定める入居者負担額は、次のとおりとする。ただし、入居者負担額は、家賃の額を上回ることはいできない。

- 一 管理開始日から同日以後最初の十月一日（以下「基準日」という。）の前日までの期間及び基準日から最初の一年間における入居者負担額（以下「当初入居者負担額」という。）は、家賃の額の範囲内で第十九条に規定する政令月収の基準を考慮して知事が定める額とし、その後の入居者負担額は、当初入居者負担額に基準日からの経過年数（基準日からの経過期間に一年未満の期間があるときは、これを切り捨てる。）を指数とする一・〇五のべき乗を乗じて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、次号から第五号までに該当する場合を除く。
- 二 現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間（法第二十八条第一項に該

当する者については、公営住宅（条例第二条第一号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）に入居し、かつ、収入が二十四万四千円を超えていた期間を算入する。）が二年以上であり、かつ、最近二年間の収入が引き続き二十四万四千円を超える者（次号から第五号までに該当する場合を除く。）の入居者負担額は、前号本文に規定する入居者負担額に一・二を乗じて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「第二号入居者負担額」という。）とする。

三 現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間（法第二十八条第一項に該当する者については、公営住宅に入居し、かつ、収入が三十二万六千円を超えていた期間を算入する。以下同じ。）が二年以上であり、かつ、最近二年間の収入が引き続き三十二万六千円を超える者（次号又は第五号に該当する場合を除く。）の入居者負担額は、第二号入居者負担額に、当該地域特別賃貸住宅の家賃から第二号入居者負担額を差し引いた額（以下「第二号助成額」という。）の四分の一を加えて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

四 現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間が三年以上であり、かつ、最近三年間の収入が引き続き三十二万六千円を超える者（次号に該当する場合を除く。）の入居者負担額は、第二号入居者負担額に、第二号助成額の二分の一を加えて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

五 現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間が三年以上であり、かつ、最近四年間の収入が引き続き三十二万六千円を超える者の入居者負担額は、第二号入居者負担額に、第二号助成額の四分の三を加えて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間が五年以上であり、かつ、最近五年間の収入が引き続き三十二万六千円を超える者については、条例第四十一条第一項において準用する条例第三十四条の六第一項に規定する家賃の減額を行わないものとする。

3 知事は、第一項第二号から第五号まで又は前項に該当する者が退職し、又はその扶養親族が増加したこと等により、その者の最近の収入状況について第一項第二号に該当する者にあつては二十四万四千円を、同項第三号から第五号まで及び前項に該当する者にあつては三十二万六千円を下回り、又は下回ると認めるときは、その者の入居者負担額を変更し、又は新たに家賃の減額をすることができる。

(入居者負担額の変更申請)

第二十一条 前条第三項の規定により入居者負担額の変更を受けようとする者は、地域特別賃貸住宅入居者負担額変更申請書（別記第四十号様式）に知事の指定する収入を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、視覚障害者は、同項に規定する申請書に代えて当該申請書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

(準用)

第二十二条 地域特別賃貸住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほか、第二条（第二項第六号イからハまで及び第三項を除く。）、第四条から第五条の二まで、第七条、第十条から第十四条まで、第十七条、第十七条の二、第十七条の四から第十七条の八まで及び第十八条の五の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第二条第二項各号列記以外の部分本文を除く。）中「一般県営住宅」とあり、及び「特定公共賃貸住宅」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二条	条例第六条	条例第四十一条第一項において準用する条例第六条
第二条第二項各号列記以外の部分本文	一般県営住宅（条例第二条第二号に規定する一般県営住宅をいう。以下同じ。）	地域特別賃貸住宅
	条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号	条例第四十一条第一項において準用する条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号
第二条第二項各号列記以外の部分ただし書	条例第七条第二項	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十四条の三
第二条第二項第四号	条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号	条例第四十一条第一項において準用する条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号
第四条	条例第十条第一項	条例第四十一条第一項において準用する条例第十条第一項

第五条	条例第十一条	条例第四十一条第一項において準用する条例第十一条
第五条の二	条例第十二条第一項	条例第四十一条第一項において準用する条例第十二条第一項
第七条第一項及び第三項	条例第十四条（条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予	条例第四十一条において準用する条例第三十四条の七の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第四十一条第一項において準用する条例第十六条第二項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予
第七条第一項	条例第十四条各号のいずれかに掲げる事実	災害により著しい損害を受けた事実 その他特別の事情
第七条第二項	条例第十四条（条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の徴収の猶予	条例第四十一条において準用する条例第三十四条の七の規定による家賃の徴収の猶予又は条例第四十一条第一項において準用する条例第十六条第二項の規定による敷金の徴収の猶予
	当該家賃、金銭又は敷金	当該家賃又は敷金
第十一条	条例第二十二条ただし書	条例第四十一条第一項において準用する条例第二十二条ただし書
第十二条	条例第二十三条第一項ただし書	条例第四十一条第一項において準用する条例第二十三条第一項ただし書
第十三条第一項	条例第二十四条	条例第四十一条第一項において準用

		する条例第二十四条
第十四条	条例第二十五条第一項	条例第四十一条第一項において準用する条例第二十五条第一項
第十七条	条例第三十二条第三項	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十二条第三項
第十七条の二	、第十四条、第十六条第一項、第十六条の二並びに第十六条の三第一項	並びに第十四条
第十七条の四	条例第三十三条の九	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十三条の九
第十七条の六	条例第三十三条の十一	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十三条の十一
第十八条の五第一項及び第二項	条例第三十四条の六	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十四条の六

第五章 その他の県営住宅の管理

(その他の県営住宅の管理)

第二十三条 その他の県営住宅（一般県営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅並びにこれらの共同施設を除く。）の管理については、第二章（第十七条の三を除く。）の規定を準用する。